

改 正 案	現 行
工事計画の記載事項	工事計画の記載事項
目次	目次
はじめに (略)	はじめに (略)
1. ～3. (略)	1. ～3. (略)
3の2. 坑内において使用する自動車 <u>6</u>	3の2. 坑内において使用する自動車 <u>5</u>
4. 鉱山外を運搬する架空索道 <u>6</u>	4. 鉱山外を運搬する架空索道 <u>5</u>
5. ・6. (略)	5. ・6. (略)
7. 石油鉱山におけるパイプライン <u>11</u>	7. 石油鉱山におけるパイプライン <u>10</u>
8. (略)	8. (略)
9. 高圧ガス製造施設 <u>13</u>	9. 高圧ガス製造施設 <u>12</u>
10. ～12. (略)	10. ～12. (略)
13. 石油鉱山におけるガソリンプラント . . . <u>17</u>	13. 石油鉱山におけるガソリンプラント . . . <u>16</u>
14. (略)	14. (略)
<u>14の2. 水銀排出施設</u> <u>17</u>	[新規]
15. 粉じん発生施設、石綿粉じん発生施設 . . <u>18</u>	15. 粉じん発生施設、石綿粉じん発生施設 . . <u>17</u>
16. 坑廃水処理施設 <u>18</u>	16. 坑廃水処理施設 <u>17</u>
17. ダイオキシン類発生施設 <u>18</u>	17. ダイオキシン類発生施設 <u>17</u>
18. ～20. (略)	18. ～20. (略)
21. 鉱業廃棄物の坑外埋立場 <u>19</u>	21. 鉱業廃棄物の坑外埋立場 <u>18</u>
22. (略)	22. (略)
23. 選炭場 <u>20</u>	23. 選炭場 <u>19</u>
24. 選鉱場 (碎鉱施設を含む。) <u>20</u>	24. 選鉱場 (碎鉱施設を含む。) <u>19</u>
25. (略)	25. (略)
26. 製錬場 <u>21</u>	26. 製錬場 <u>20</u>
27. ・28. (略)	27. ・28. (略)
29. 坑内における燃料油貯蔵所、燃料給油所 . <u>23</u>	29. 坑内における燃料油貯蔵所、燃料給油所 . <u>22</u>
30. ・31. (略)	30. ・31. (略)
32. ボイラー、蒸気圧力容器 <u>25</u>	32. ボイラー、蒸気圧力容器 <u>24</u>
33. ガス集合溶接装置 <u>26</u>	33. ガス集合溶接装置 <u>25</u>
34. 揮発性有機化合物排出施設 <u>26</u>	34. 揮発性有機化合物排出施設 <u>25</u>
別紙 環境関係の特定施設に係る提出書類の様式 <u>27</u>	別紙 環境関係の特定施設に係る提出書類の様式 <u>26</u>
1. 鉱煙発施設 (設置・変更) について (様式1) <u>28</u>	1. 鉱煙発施設 (設置・変更) について (様式1) <u>27</u>
<u>1-2. 水銀排出施設 (設置・変更) について (様式1-2)</u> <u>32</u>	[新規]
2. 粉じん発生施設 (設置・変更) について (様式2) <u>36</u>	2. 粉じん発生施設 (設置・変更) について (様式2) <u>31</u>
3. 石綿粉じん発生施設 (設置・変更) について (様式3) <u>41</u>	3. 石綿粉じん発生施設 (設置・変更) について (様式3) <u>36</u>
4. 坑廃水処理施設 (設置・変更) について (様式4) <u>45</u>	4. 坑廃水処理施設 (設置・変更) について (様式4) <u>40</u>
5. ダイオキシン類発生施設 (設置・変更) について (様式5) <u>56</u>	5. ダイオキシン類発生施設 (設置・変更) について (様式5) <u>51</u>
6. 騒音発生施設 (設置・変更) について (様式6) <u>63</u>	6. 騒音発生施設 (設置・変更) について (様式6) <u>58</u>
7. 振動発生施設 (設置・変更) について (様式7) <u>64</u>	7. 振動発生施設 (設置・変更) について (様式7) <u>59</u>

- 8. 水道水源特定施設（設置・変更）について（様式8） 65
- 9. 揮発性有機化合物排出施設（設置・変更）について（様式9） 66
- 10. 有害物質貯蔵指定施設（設置・変更）について（様式10） 69

5. (略)

- 1. ~7. (略)
- 7-2. 水銀排出施設に関する事項
【様式1-2】に基づき記載すること。
- 8. ・9. (略)

6. (略)

- 1. ~10. (略)
- 10-2. 水銀排出施設に関する事項
【様式1-2】に基づき記載すること。
- 11. ・12. (略)

14. 鉱煙発生施設（第2号、第5号、第6号、第14号の2、第20号、第24号から第26号まで及び第32号の施設の一部をなすものを除く。）

- 1. (略)

14の2. 水銀排出施設（第5号、第6号、第20号、第24号から第26号まで及び第32号の施設の一部をなすものを除く。）

- 1. 鉱煙発生施設に関する事項
【様式1】に基づき記載すること。
- 2. 水銀排出施設に関する事項
【様式1-2】に基づき記載すること。

15. 粉じん発生施設又は石綿粉じん発生施設（第21号及び第23号から第28号までの施設の一部をなすものを除く。）

- 1. ・2. (略)

16. 坑廃水処理施設（水道水源法第2条第5項に規定する水道水源特定施設を含み、第5号、第6号、第11号、第21号及び第23号から第28号までの施設の一部をなすものを除く。）

- 1. ・2. (略)

17. ダイオキシン類発生施設（第5号、第6号、第20号、第24号及び第26号の施設の一部をなすものを除く。）

- 1. (略)

20. (略)

- 8. 水道水源特定施設（設置・変更）について（様式8） 60
- 9. 揮発性有機化合物排出施設（設置・変更）について（様式9） 61
- 10. 有害物質貯蔵指定施設（設置・変更）について（様式10） 64

5. (略)

- 1. ~7. (略)
- [新設]
- 8. ・9. (略)

6. (略)

- 1. ~10. (略)
- [新設]
- 11. ・12. (略)

14. 鉱煙発生施設（前各号及び第20号から第33号までの施設の一部をなすものを除く。）

- 1. (略)

[新設]

15. 粉じん発生施設又は石綿粉じん発生施設（前各号及び第20号から第33号までの施設の一部をなすものを除く。）

- 1. ・2. (略)

16. 坑廃水処理施設（水道水源法第2条第5項に規定する水道水源特定施設を含み、前各号及び第20号から第33号までの施設の一部をなすものを除く。）

- 1. ・2. (略)

17. ダイオキシン類発生施設（前各号及び第20号から第33号までの施設の一部をなすものを除く。）

- 1. (略)

20. (略)

1. (略)
 1-2. 水銀排出施設に関する事項
【様式1-2】に基づき記載すること。
 2. (略)

24. (略)

- 1.・2. (略)
 2-2. 水銀排出施設に関する事項
【様式1-2】に基づき記載すること。
 3. ~7. (略)

25. (略)

- 1.・2. (略)
 2-2. 水銀排出施設に関する事項
【様式1-2】に基づき記載すること。
 3. ~6. (略)

26. (略)

- 1.・2. (略)
 2-2. 水銀排出施設に関する事項
【様式1-2】に基づき記載すること。
 3. ~6. (略)

32. (略)

1. ~8. (略)
 8-2. 水銀排出施設に関する事項
【様式1-2】に基づき記載すること。

【様式1-2】

水銀排出施設（設置・変更）について

<u>1. 水銀排出施設の種類</u>	
<u>2. 水銀排出施設の構造</u>	<u>別紙1-2-(1)のとおり</u>
<u>3. 水銀排出施設の使用の方法</u>	<u>別紙1-2-(2)のとおり</u>
<u>4. 水銀等の処理の方法</u>	<u>別紙1-2-(3)のとおり</u>

備考

- 1 水銀排出施設の種類の欄には、大気汚染防止法施行規則別表第3の3に掲げる項番号及び名称を記載すること。
 2 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 3 次の事項を記載した書類を添付すること。
(1) 水銀等の排出の方法
(2) 水銀排出施設及び水銀等の処理施設の設置場所
(3) 水銀等の排出及び水銀等の処理に係る操業の系統の概要

1. (略)
 [新規]
 2. (略)

24. (略)

- 1.・2. (略)
 [新規]
 3. ~7. (略)

25. (略)

- 1.・2. (略)
 [新規]
 3. ~6. (略)

26. (略)

- 1.・2. (略)
 [新規]
 3. ~6. (略)

32. (略)

1. ~8. (略)
 [新規]

[新規]

(4) 煙道に排出ガスの測定箇所が設けられている場合は、その場所

(5) 緊急連絡用の電話番号その他緊急時における連絡方法

4 別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

別紙1-2-(1)

[新規]

水銀排出施設の構造

<u>鉱山等における施設番号</u>			
<u>名称及び型式</u>			
<u>設置年月日</u>		<u>年 月 日</u>	<u>年 月 日</u>
<u>工事着手予定年月日</u>		<u>年 月 日</u>	<u>年 月 日</u>
<u>使用開始予定年月日</u>		<u>年 月 日</u>	<u>年 月 日</u>
<u>規模</u>	<u>伝熱面積 (m²)</u>		
	<u>燃料の燃焼能力 (重油換算口/h)</u>		
	<u>原料の処理能力 (t/h)</u>		
	<u>火格子面積又は羽口面断面積 (m²)</u>		
	<u>変圧器の定格容量 (kVA)</u>		
	<u>焼却能力 (kg/h)</u>		

備考

1 設置届出の場合には工事着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、工事着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。

2 規模の欄には、大気汚染防止法施行規則別表第3の3の中欄に規定する項目について記載すること。

3 水銀排出施設の構造概要図を添付すること。概要図は、主要寸法を記入し、日本工業規格A4の大きさに縮小したもの又は既存図面等を用いること。

別紙1-2-(2)

[新規]

水銀排出施設の使用の方法

<u>鉱山等における施設番号</u>			
<u>使用状況</u>	<u>1日当たりの使用時間及び月使用日数等</u>	<u>時～ 時</u> <u>時間/回 回/日</u> <u>日/月</u>	<u>時～ 時</u> <u>時間/回 回/日</u> <u>日/月</u>
	<u>季節変動</u>		
	<u>原材料 (水銀等)の排</u>		
	<u>種類</u>		
	<u>使用割合</u>		

出に影 響のあ るもの に限 る。)	原材料中の水銀 等含有割合				
	1日の使用量				
	種類				
燃 料 (水銀 等の排 出に影 響のあ るもの に限 る。)	燃料中の水銀等 の含有割合				
	通常の使用量				
	混焼割合				
排出ガ ス量 (N m ³ / h)	湿り	最大	通常	最大	通常
	乾き	最大	通常	最大	通常
排出ガス中の酸素濃度 (%)					
水銀濃 度 (μ g/Nm ³)	全水銀				
	ガス状水銀				
	粒子状水銀				
参考事項					

備考

- 1 水銀濃度は、乾きガス中の濃度とし、平常時の平均的な濃度を記載すること。
- 2 水銀濃度は、水銀等の処理施設がある場合には、処理後の濃度とすること。
- 3 参考事項の欄には、水銀等の排出状況に著しい変動がある施設についての一工程中の排出量の変動の状況、水銀等の排出のために採っている方法等を記載すること。

別紙1-2-(3)

[新規]

水銀等の処理の方法

水銀等の処理施設の鉱山等における施設番号			
処理に係る水銀排出施設の鉱山等における施設番号			
水銀等の処理施設の種類、名称及び型式			
設置年月日		年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日		年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日		年 月 日	年 月 日
処 理 能	排出ガス量 (Nm ³ /h)	湿り	最大 通常 最大 通常
		乾き	最大 通常 最大 通常
	排出ガス温度 (℃)	処理前	

力			処理後			
	排出ガス中の酸素濃度 (%)					
	水銀濃度 ($\mu\text{g}/\text{Nm}^3$) 3)	全水銀	処理前			
			処理後			
		ガス状 水銀	処理前			
			処理後			
			粒子状 水銀	処理前		
				処理後		
	捕集効 率 (%)	全水銀				
		ガス状水銀				
粒子状水銀						
使用状況	1日の使用時間及 び月使用日数等		時～時 時間 / 回 回/日 日/月	時～時 時間 / 回 回/日 日/月		
	季節変動					

備考

- 1 水銀排出施設において発生する水銀等を排出口から大気中に排出する前に処理するための施設（集じん機等）について、記載すること。
- 2 設置届出の場合には工事着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、工事着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 3 水銀等の濃度は、乾きガス中の濃度とする。
- 4 水銀等の処理施設の構造図及びその主要寸法を記入した概要図を添付すること。ただし、届出済みの様式第1の写しを添付する場合であって、産業保安監督部長等が当該構造図及び概要図を添付することを要しないと認めるときは、当該構造図及び概要図の添付を省略することができる。
- 5 処理能力については、計算値又は設計値を記載し、計算式を添付すること。